

指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項

氏名又は名称

郵便番号・住所

代表者氏名

電話番号・FAX番号

記入要領

各項目を記載してください。

法人、個人に関わらず**押印は不要**です。

提出先の水道事業者（水道事業者等の連携による広域開催も含む）が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）

受講年月日（受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。）（公表： 可 不可 ）			
年	月	日	・ 未受講
（未受講の場合、その理由）※ 非公表			

日本水道協会新潟県支部主催による指定給水装置工事事業者講習等の受講履歴の日付（過去5年以内で一番最近に受講したものを記入してください）。**「修了証書」等、受講を証明する書類の写しを別紙にて添付してください。**

未受講の場合は、その理由を必ず記載してください。

指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）（公表： 可 不可 ）		
休業日：	営業日	修繕対応時間：
漏水等修繕対応の可否（公表： 可 不可 ）詳細な内容の記入も可能です。		
屋内給水装置の修繕	埋設部の修繕（該当部に○をつけて下さい。）	
その他（ ）		
対応工事種別（新設・改造等）：該当部に○をつけて下さい。（公表： 可 不可 ）		
配水管からの分岐～水道メーター（新設 改造）		
水道メーター～宅内給水装置（新設 改造）		
その他（公表： 可 不可 ）		

各項目に記入、または該当部に○をつけてください。

（記入例）
休業日：日曜日、祝日、年末年始、お盆
営業日：月～土曜日
修繕対応時間：午前8時から午後4時

「公表」について

可 不可 いずれかに○をつけてください。

「可」の場合、見附市ホームページ「見附市指定給水装置工事事業者事業内容等一覧」に該当する情報を掲載します。

「不可」の場合、上記「…一覧」にて“非公表”と掲載します。

※公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者にその旨を届け出るようお願いします。

給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名（公表対象外）	研修名・実施団体	受講年月日

上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）

可 不可

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。
 自社内研修については、研修内容を記載してください。
 受講者名は、公表の対象ではありません。
 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

「給水装置工事主任技術者」および「給水装置工事に主に従事する者」について
 研修受講状況を記入してください。
 ※前ページで記入した日本水道協会新潟県支部主催による指定給水装置工事事業者講習
 は記入しないでください。

- 対象となる研修**
- ・外部機関による研修
 公益財団法人 給水工事技術振興財団が実施する e ラーニング研修 等
 - ・自社内研修

- 添付書面**
- ・外部機関による研修：受講証の写し
 - ・自社内研修：添付書面は不要
- ★自社内研修に含まれるべき内容
- ・給水装置や工事方法に関する最新の技術情報
 - ・給水装置の事故事例や対策
 - ・給水装置の故障・異常の原因と修繕工事方法
 - ・給水装置工事主任技術者の職務と役割 等

この項目について見附市は公表していませんので
記入不要です。

過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

対象になるのは、以下の作業について「配水管その他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう、適切な資機材、工法、地下埋設物防護の方法を選択し、正確な作業を実施できる者。」です。

- ・配水管への分水栓取付け作業
- ・配水管の穿孔作業
- ・給水管の接合等の配水管から給水管を分岐する工事に係る作業
- ・分水栓や給水管分岐部からメーターまでの配管工事に係る作業

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しないため不要

上記の作業を行わない場合は、チェック欄にと記載してください。

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか(○×を記入)	資格等を有しているか(○×を記入)		工事年度
			保有している資格等※	
上記内容の公表の可否(公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)				
可 不可				

過去1年以内に上記作業を行った場合、下記 内の資格等を有する者について記載してください。
必ず、保有している資格を証明する資格証等の写しを添付してください。

- ※以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。
- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
 - ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
 - ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
 - ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

この項目について見附市は公表していませんので
記入不要です。

資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。
「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を実施しない場合は、任意の記載となります。
技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。
行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。